

令和6・7年度 福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書提出要領(追加申請)

(測量・建設コンサルタント等)

入札に参加を希望するかたは、次の要領により申請書類を提出してください。

◆申請業種区分 別表「登録希望業種区分表」による。

◆提出要件

次の要件に該当するかたは、入札参加資格審査申請書を提出できません。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
- 2 本市から地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとして、競争入札参加資格認定を取り消された者で、取消期間中の者、またその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員である者
- 4 建設工事に付帯する測量その他の業務の内、営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- 5 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 6 税金(本市に納付すべき料金を含む。)を滞納している者
- 7 福津市男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条で求める「男女共同参画推進状況報告」のない者
- 8 令和6・7年度福津市一般(指名)競争入札参加資格登録名簿(測量・建設コンサルタント等)に搭載されている者

◆申請書等様式の配付

福津市ホームページ上で配付します。(<https://www.city.fukutsu.lg.jp/>)より[トップページ]→[産業・ビジネス]→[入札・契約情報]→[業者登録]に進んで、ダウンロードしてください。

※窓口での配付は行いません。

◆申請方法

『ふくおか電子申請サービス』で申請(仮受付)を行い、その後、提出書類を要領に従って提出してください。

※『ふくおか電子申請サービス』での申請後、提出書類が下記受付期間に届かなかった場合は、申請が無かったものとして処理します。ご注意ください。

◆提出方法

市内業者:郵送又は持参(持参された場合も、その場での書類確認は行いません)

市外業者:郵送のみ

※市内業者とは、福津市内に主たる営業所(本店)又はその他の営業所(支店)を有する事業者をいい、市外業者はそれ以外の事業者をいいます。

※郵送の場合は書留、レターパックまたは宅配とし、封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と明記し、送付してください。「建設工事」「物品・役務の提供・リース等」の申請書類も提出する場合は、1枚の封筒に同封できます(ファイルは分け、書類は別途用意してください)。

※**到着確認の返信等は受け付けません。**必要に応じて追跡確認できる方法で送付してください。

◆受付期間

●仮受付(ふくおか電子申請サービス)

令和7年6月23日(月)から令和7年7月14日(月)まで

●書類の提出

令和7年7月1日(火)から令和7年7月14日(月)まで(郵送の場合は当日消印有効)

※書類の提出の際は、ふくおか電子申請サービスでの仮受付時に発行された「受付番号」が必要となります。

※必ず上記期間内に申請してください。

◆送付先(提出先)

福津市 総務部 総務課 契約検査係

〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1番1号

◆登録の認定

「資格認定通知書」により令和7年9月下旬頃に通知します。

◆有効期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日(1年間)

◆問い合わせ先

申請に関する全般 ……総務課 契約検査係

Tel 0940-43-8196(直通)

男女共同参画の推進状況報告…男女共同参画推進室 男女共同参画係

Tel 0940-43-8116(直通)

◆留意事項

- ・ 入札参加資格を認定された者が登載された登録名簿を本市ホームページ上で公表しますので、ご承知のうえ申請してください。
- ・ 不足書類がある場合は受理できませんので、「提出書類チェック表(様式8)」で十分確認をしてください。
- ・ 申請書提出後、記載事項が事実と相違していることが判明した場合は、入札参加資格を取り消すことがあります。
- ・ 申請関係書類の不備等が判明した場合、こちらからご連絡させていただくことがあります。
不備が判明した書類等を差し替え(または追加)提出する場合は、写しの提出を不可としている書類や、押印が必要な書類を除き、メールでの提出を可とします。

差し替え書類等提出専用メールアドレス(d-keiyaku@city.fukutsu.lg.jp)

(注) このメールアドレスは、令和7年7月1日から9月30日までの間のみ使用可能となります。

変更の届出について

申請書提出後に下表の事項について変更があった場合は、書類を提出してください。

1. 入札参加資格審査申請書変更届については、福津市ホームページ[トップページ]→[産業・ビジネス]→[入札・契約情報]→[業者登録]からダウンロードした様式をご利用ください。
2. 提出方法は、窓口提出・郵送いずれでも構いません。

変更届出事項	提出書類
法人の商号・代表者・所在地	・入札参加資格審査申請書変更届 ・商業登記簿の謄本(写) ・(支店等に委任している場合)委任状
個人事業主の住所・代表者	・入札参加資格審査申請書変更届 ・住所については住民票(写) ・代表者については戸籍謄本(または抄本)(写)
法人・個人事業主の電話番号・FAX番号・メールアドレス	・入札参加資格審査申請書変更届 ・(支店等に委任している場合)委任状
支店等の名称・代表者・所在地・電話番号・FAX番号・メールアドレス	・入札参加資格審査申請書変更届 ・委任状
許可・登録等の状況	・新しい許可・登録等の証明書(写)

※資格の有効期間中は登録業種の変更(順位の変更を含む)及び追加はできません。

登録希望業種区分表（測量・建設コンサルタント等）

大分類 コード	大分類	小分類 コード	小分類
10	測 量	—	—
20	建築関係コンサルタント業務(建築コン)	—	—
30	土木関係建設コンサルタント業務(土木コン)	01	河川、砂防及び海岸・海洋
		02	港湾及び空港
		03	電力土木
		04	道路
		05	鉄道
		06	上水道及び工業用水道
		07	下水道
		08	農業土木
		09	森林土木
		10	水産土木
		11	廃棄物
		12	造園
		13	都市計画及び地方計画
		14	地質
		15	土質及び基礎
		16	鋼構造物及びコンクリート
		17	トンネル
		18	施工計画、施工設備及び積算
		19	建設環境
		20	機械
		21	電気電子
40	地質調査業務	—	—
50	補償関係コンサルタント業務(補償コン)	01	土地調査
		02	土地評価
		03	物件
		04	機械工作物
		05	営業補償・特殊補償
		06	事業損失
		07	補償関連
		08	総合補償

60	その他業務	11	土地家屋調査士
		12	不動産鑑定
		13	下水道管渠調査
		14	漏水調査
		15	環境調査(水質、騒音、アスベストなど)

※「土木関係建設コンサルタント業務(土木コン)」「地質調査業務」「補償関係コンサルタント業務(補償コン)」は、**国土交通大臣の登録を受けている部門**のみ登録可能です。

※業者カード(様式7)には、第3希望まで記入欄がありますが、第1希望または第2希望まででも構いません。

※「**その他業務**」に小分類を設けています。業者カードの希望業種欄には小分類まで必ず記入してください。

福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(測量・建設コンサルタント等)

番号	提出書類及び記載要領	写
1	福津市一般(指名)競争入札参加資格審査申請書(測量・建設コンサル等) (様式1) 両面印刷不可	不可
2	測量・建設コンサル等用の申請書別紙 (様式2) 記載内容が同じであれば独自に作成したものでも構いません。国土交通省の申請様式を使用する場合は「様式 1-2」及び「様式 1-3」を提出してください。	可
3	誓約書 ※「暴力団排除条項第1項各号の解釈」ページは不要 (様式3) 両面印刷不可	不可
4	財務諸表等 直前1年分を提出してください。 (法人の場合)決算書の損益計算書・貸借対照表 (個人の場合)令和6年分所得税の青色申告決算書1ページ目または収支内訳書表面 確定申告書の写しは必要ありません。	可
5	現況報告書(第1希望業種分) <u>※第1希望業種が土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントの場合のみ提出してください</u> 各登録規程の第7条に規定する現況報告書の写し(国土交通省地方整備局の受付印があるもの)を必ず提出して下さい。 <u>提出できない場合は、申請できません。</u> この書類を提出した場合、提出書類4、10を省略することができます。	可
6	国土交通大臣の登録の更新通知(第2・第3希望業種分) <u>※第2・第3希望業種が土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントの場合のみ提出してください</u> 更新通知が無い場合は、現況報告書の写し(国土交通省地方整備局の受付印があるもの)を提出してください。	可
7	測量・建設コンサルタント等実績調書(第1希望業種分) (様式4) 直近2年分の主な完成業務を記入してください。 記載内容が同じであれば独自に作成したものでも構いません。	可
8	技術者名簿(測量・建設コンサルタント等) 令和7年7月1日現在 (様式5) 氏名・法令による免許等を記入してください。(第1希望業種分) 記載内容が同じであれば独自に作成したものでも構いません。	可
9	商業登記簿謄本(法人の場合) 令和7年4月1日以降発行 履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書。 身元(身分)証明書(個人の場合) 令和7年4月1日以降発行 本籍地市町村で発行を受けたもの。免許証等は不可。	可 可
10	登録等の証明書 令和7年4月1日以降発行 (建築士事務所・測量事務所・不動産鑑定士・土地家屋調査士・司法書士など) 上記以外の業種についても、営業上必要な登録・許可等があれば提出してください。	可

納税証明書(「未納(滞納)のない」証明書) 令和7年4月1日以降発行

特定年度の納税証明ではなく、申請時点で滞納がないことを証明する書類です(納税金額は記載不要)。下記の①～③を提出してください。

- ①**国 税** …未納税額のない証明書(法人の場合は様式その3の3、個人の場合は様式その3の2。なお、様式その3でも可とします)
- ②**都道府県税**…納税証明書の備考欄に「都道府県税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの
※支店等に委任する場合は、支店等が所在する都道府県が発行した証明。
- ③**市町村税** …納税証明書の備考欄に「市町村税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの
(当該市町村が「未納(滞納)のない証明」を発行していない場合に限り、納税証明書【直近2か年度分】でも可とします。)
※支店等に委任する場合は、支店等が所在する市町村が発行した証明。
※福津市内の事業所で登録する場合は代表者等個人分の証明も必要です。
(法人の場合)法人代表者個人(福津市内の支店等に委任する場合は、支店長等)が納税義務者となっている各市町村税の未納(滞納)のない証明書
(個人の場合)個人事業者代表が納税義務者となっている各市町村税の未納(滞納)のない証明書

未納(滞納)のない証明書の入手方法

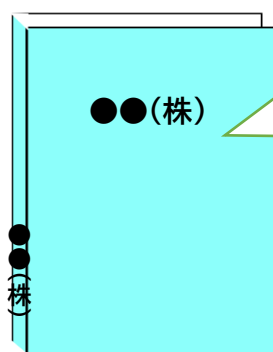
	書類	問い合わせ先
① 国税	未納税額のない証明書 (法人の場合) 様式その3の3 (個人の場合) 様式その3の2	管轄の税務署 ※福津市の管轄「香椎税務署」 TEL 092-661-1031(代表)
② 都道府県税	納税証明書の備考欄に「都道府県税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの	登録を希望する事業所(支店等に委任する場合は支店等)所在地を管轄する都道府県の県税事務所 ※福津市の管轄「東福岡県税事務所」(福岡市東区箱崎 1-18-1) TEL 092-641-0201 ※福津市及びその近郊の事業者は東福岡県税事務所宗像地区県税相談窓口をご利用ください。事前に電話予約が必要です。 【東福岡県税事務所宗像地区県税相談窓口】 住所:宗像市東郷2丁目1番16号 TEL 0940-36-2107(開庁時間 10:00～16:00)
③ 市町村税	納税証明書の備考欄に「市町村税に未納(滞納)のない旨」の表示があるもの	登録を希望する事業所(支店等に委任する場合は支店等)所在地の市町村の税務課等 ※福津市内事業所は「福津市税の滞納のない証明(入札・指名願用)」を福津市税務課(TEL 0940-43-8117)で発行します。本人以外(代理人)が申請する場合は①本人が自署・押印した 委任状 、②代理人の確認ができるもの、③代理人印鑑、が必要です。

※未納(滞納)のない証明書を発行していない自治体へ申請する場合は、直近2年分の納税証明書を添付してください。

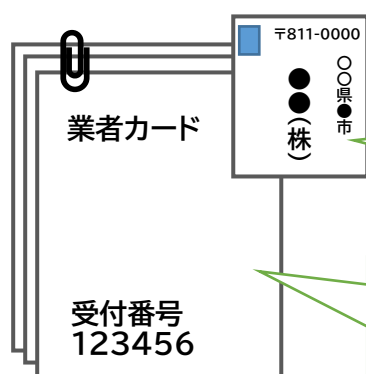
12	委任状（支店等に委任する場合） 両面印刷不可 （様式6） 本市との契約締結等の権限を支店等に委任する場合は提出してください。 委任状の委任事項を一括して委任するため、委任先となる支店等を決める際は、法律などにより必要である資格等の有無を十分確認してください。	不可
13	官製はがき（資格認定通知書用） ※封筒不可 返信先の宛名（郵便番号、住所、業者名）を記載し、 裏面には何も記載しない でください。 登録番号等を通知いたします。（9月下旬頃発送予定）	
14	業者カード（測量・建設コンサルタント等） 両面印刷不可 （様式7） 『ふくおか電子申請サービス』から出力したもの（受付番号入り）。	可
15	提出書類チェック表（測量・建設コンサルタント等） 両面印刷不可 （様式8） <u>貴社がチェック表で、書類不足のないように確認してください。</u>	可
16	役員等名簿 ※申請日時点で福岡県に業者登録をしていれば不要 （様式9） 法人の場合は、登記簿謄本に記載されている役員（相談役・顧問を含む）を記載してください。委任する場合は、受任者（支社長・支店長など）も記載してください。 個人の場合は、事業主とその他事実上経営に参画しているものを記載してください。	可
17	令和7年度 男女共同参画推進状況報告書 ※添付書類を含めた書類一式を封入して提出 市条例に基づき「事業者等の責務」として推進状況の届出を義務化しています。	可

【書類作成上の留意点】

- 「建設工事」「測量・建設コンサル等」「物品・役務の提供・リース等」のうち登録を希望する部門が複数ある場合は、それぞれに提出書類が必要となります。
- 書類は、順番どおりにし、1部提出してください。
 - 提出書類 1～12 の書類は順番通りにし、A4サイズの縦ファイルにとじてください。
 （ファイルは紙製で、金具を使用していないもの、色の指定はありません）
 ※ファイルの表紙及び背表紙に会社名を記入すること。（ラベルを使用する場合は紙製とすること。テプラ可）
 ※提出書類の削減のため、なるべく両面コピーを使用してください。
 （ただし提出書類のうち 1、3、12、14、15 は両面印刷不可とします）
 - 提出書類 13～16 についてはファイルには一緒にとじこまず、クリップでとめてください。
 - 提出書類 17 については、ファイルには一緒にとじこまず、17に関連する添付書類を含めた一式を封筒に入れ、封筒の表に「男女共同参画推進状況報告書」と記入してください。
- 2の①及び②の書類を1枚の封筒に同封し、封筒の表に必ず「入札参加資格審査申請書在中」と明記して郵送してください。

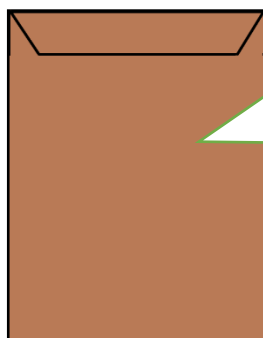


- A4 縦・紙ファイル
- 色の指定 ⇒ なし
- 金属の使用不可（プラスチック可）
- 会社名を表紙と背表紙に記入。もしくは紙・テプラで貼り付ける
- 提出書類1～12の書類を順番通りに綴る



- 返信先の住所等を記入
- 裏面は白紙
- 郵送料金（切手）を確認
- 封筒は不可。ハガキのみ可

- 提出書類 13～16 はファイルにとじこまない
- クリップ止めをする（ハガキ含む）



- 「男女共同参画推進状況報告書」と封筒の表に記載
- 「男女共同参画推進状況報告書」に関連する添付書類一式を含めて封入する
- 「男女共同参画推進状況報告書」の提出は必須です。提出が無い事業者は登録することができません。

同封して提出